## 議案第19号

世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年3月25日

(提出者)

世田谷区教育委員会 教育 長 渡部 理枝

# (提案説明)

世田谷区立学校施設の開放に関する規則を一部改正するために本案を提出する。

世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表3の部体育館(池之上小学校第二校舎体育館及び池尻小学校東側体育館を除く。) の項及び池之上小学校第二校舎体育館及び池尻小学校東側体育館の項中「池之上小学 校第二校舎体育館及び」を削り、同部校庭(池之上小学校第二校舎校庭を除く。)の 項中「(池之上小学校第二校舎校庭を除く。)」を削り、同部池之上小学校第二校舎 校庭の項を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

世田谷区立学校施設の開放に関する規則

昭和53年11月10日世教委規則第9号

【改正~附則(令和2年1月31日世教委規則第5号)省略】

改下後

附 則(令和3年3月31日世教委規則第 号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条、第7条、第9条、第10条関係)

1 遊び場開放(校庭開放に限る。)

### 【省略】

2 遊び場開放(放課後の遊び場開放に限る。)

### 【省略】

3 スポーツ開放(地域体育館及びプールを除く。)

	開放日時			
開放施設	日曜日、休日及び学校	平日		
	休業日			
体育館(池尻小学	午前9時から午後1時	午後 6 時30分から午後		
校東側体育館を	まで	9 時まで		
除く。)	午後1時から午後5時			
	まで			
	午後5時から午後9時			
	まで			
池尻小学校東側	午前9時から午後1時	まで		
体育館	午後1時から午後5時	まで		
	午後5時から午後9時まで			
格技室	午前9時から午後1時	午前9時から午後5時		
	まで	まで(時間区分につい		

改正前 世田谷区立学校施設の開放に関する規則

昭和53年11月10日世教委規則第9号

【改正~附則(令和2年1月31日世教委規則第5号)省略】

別表(第2条、第7条、第9条、第10条関係)

1 遊び場開放(校庭開放に限る。)

### 【省略】

2 遊び場開放(放課後の遊び場開放に限る。)

### 【省略】

3 スポーツ開放(地域体育館及びプールを除く。)

J	ヘハーノ州ル	(地域体目距及びノールを除て。)					
		開放日時					
	開放施設	日曜日、休日及び学校	平日				
		休業日					
	体育館( <u>池之上小</u>	午前9時から午後1時	午後 6 時30分から午後				
	<u>学校第二校舎体</u>	まで	9 時まで				
	<u>育館及び</u> 池尻小	午後1時から午後5時					
	学校東側体育館	まで					
	を除く。)	午後5時から午後9時					
		まで					
	<u>池之上小学校第</u>	午前9時から午後1時	まで				
	<u>二校舎体育館及</u>	午後1時から午後5時	まで				
	<u>び</u> 池尻小学校東	午後5時から午後9時	まで				
	側体育館						
	格技室	午前9時から午後1時	午前9時から午後5時				
		まで	まで(時間区分につい				

改正後			改正前			
		ては、教育委員会が別 に定める。)				ては、教育委員会が別 に定める。)
	午後1時から午後5時	午後 6 時30分から午後			午後1時から午後5時	午後6時30分から午後
	まで 午後5時から午後9時	9 時まで			まで 午後5時から午後9時	9 時まで
	まで				まで	
校庭	午前9時から午前11時 まで 午前11時から午後1時	8 時30分まで(夜間照		校第二校舎校庭		午後6時30分から午後8時30分まで(夜間照明設備の設置校に限
	まで 午後1時から午後3時	る。)			まで 午後1時から午後3時	る。)
	まで 午後 3 時から午後 5 時 まで				まで 午後3時から午後5時 まで	
	午後6時30分から午後8時30分まで(夜間照明記借の記書がに限				午後6時30分から午後8時30分まで(夜間照明設備の設置校に限	
	明設備の設置校に限 る。)			池之上小学校第	明設備の設置校に限 る。) 午前9時から午後1時	まで
				二校舎校庭	午後1時から午後5時 午後5時から午後9時	まで
以下、省略】						